

# 「通信・放送の在り方に関する懇談会」

## 追加提出資料

- I. 追加クエスチョネアへの回答
- II. 提出要請資料
- III. その他(追加意見)

日本放送協会

平成 18 年 4 月 6 日

## I. 追加クエスチョネアへの回答

1 NHKのアーカイブには、125万本のニュース、45万本の放送番組が格納される一方、公開されているのは5000本にとどまっており、その理由は権利処理にあると伺っているが、具体的にNHKとしてその解決にどのような取り組みを進めているのか。

また、具体的にどのような課題に直面しているのか。

○ NHKの「番組公開ライブラリー」は、埼玉県川口市のNHKアーカイブスと全国の放送局とを専用回線で結んで、放送会館へ来館された方に、公開するため権利処理が済んだNHKの過去の放送番組を、専用ブースの端末でご覧いただくというものです。

平成17年度末までに、全国44のNHKの施設で公開され、平成18年度中には、全国すべての放送会館を含む57の施設で公開される予定です。

○ ご指摘のように、本「番組公開ライブラリー」で公開するための番組の権利処理は、例えば、ドキュメンタリー等に一般の方が出演されている場合には、昔の番組になればなるほどその方を探し出すことが大変な作業になるなど、時間と手間、それに費用がかかっています。

NHKとしては、平成14年以降計画的に権利処理を進めるとともに、利用者のご要望も踏まえつつ、公開番組の拡充に努めてきており、平成17年度は新たに961本を追加し、現在は約5,700本(テレビ・ラジオ)が視聴可能となっています。

○ なお、「番組公開ライブラリー」は、専用回線でNHKの施設内に限り視聴できるクローズドなものであり、権利者の方々からはそのような条件でご了解をいただいているもので、「番組公開ライブラリー」で公開している番組であっても、インターネットで提供する場合には、改めて権利処理を行う必要があります。インターネット等を利用した公開にあたっての課題については、問2の回答をご参照ください。

2 NHKのアーカイブ利用促進について、視聴箇所数は増えているとのことだったが、視聴制限がかけられるなど、図書館の閲覧などと比べほど遠い状態になっている。この点に関して、

- NHKアーカイブに対する需要(年間利用者数、年間利用時間)と、これにかかる費用(年間経費)の実態如何。
- NHKの既存映像を二次利用することについて、一般からの要望に応じて実現した事例は、年間何件あるのか。
- アーカイブ利用促進(現在の施設での利用促進以外の二次利用促進を含む)のための課題について見解如何。

○ 放送番組と本では著作権法上の取り扱いが異なるので、同一に論じることは適当ではないと考えます。

○ 平成 17 年度の「番組公開ライブラリー」の利用者数は、2月までの集計でおよそ16万6千人です。年間利用時間数については集計していません。

「番組公開ライブラリー」の運営経費は、映像を全国に配信するための回線料、番組公開のための権利処理業務費、権利者団体へ支払う著作権料などを合わせて、年間およそ3億円です。

○ ①「番組公開ライブラリー」での番組公開本数

「番組公開ライブラリー」で新たに公開する番組を追加する場合には、Eメールでのリクエスト、来館者の方々からのご要望、公開されている番組の利用頻度等を踏まえるとともに、権利処理の難易度や放送年次、番組ジャンル等の要素も加味しつつ、対象番組を選定し、権利処理を行った上で公開しています。

このような考え方で、平成 17 年度は新たに961本の番組を公開することとしました。ただし、そのうち何本が視聴者からの要望に応じて追加したのかの特定は困難で、そういう集計はしておりません。

## ②放送局等への番組・素材の提供件数

放送機関や制作プロダクションからの番組や素材の提供要望には、NHKは積極的に応えています。こうした二次利用のための提供件数は、年間2万件をこえています。

(提供の概要:平成16年度。\*は申請件数)

CATVへの提供(平成元年度から開始)	129放送局 6,400本
CSへの提供(平成15年度から開始)	13放送事業者 5,200本
VODへの提供(平成16年度から開始)	STB向け8社、PC向け6社に番組330本を提供中(平成18年2月時点)
海外への番組提供(有償)	5,900本
海外への番組提供(無償)	2,300本
内外の放送事業者への素材提供	1,300件*
放送大学、企業、団体への素材提供	1,300件*

このほか、平成16年度からは(株)モバイル放送へのニュース・番組の提供(毎日8時間程度)を行っており、平成17年度にはアルジャジーラ教育チャンネルへの教育ソフトの提供や、BBCのサイトを通じたインターネットによる映像素材の海外提供等も開始しています。

○ NHKのアーカイブス資産については、貴重な映像資産を国民へ還元する視点から、積極的に利用の促進を図っていきたいと考えており、費用負担のあり方やNHKの業務規定上の位置付けなど、課題としては、次のようなものがあります。

① インターネットで番組を提供する場合、今は著作権の権利処理のルールがまだ確立されていません。

② 二次利用するためには、公開・還元する手段や権利処理に費用がかかります。その費用を受信料で負担する場合には一定の限度があると考えます。一方、NHKの場合は、利用者に費用を直接負担してもらって番組を提供することは認められていません。番組提供の費用

負担のあり方が課題です。

- ③ NHKが有料または無料で番組を提供することは、公正競争の観点からも留意が必要です。
- ④ 放送の補完としてNHKが行うインターネット利用は、NHKの業務規定上、放送法第9条2項2号の付帯業務として実施しており、このため総務省のガイドラインの制約があり、過去のアーカイブ番組は無料であってもインターネットで提供できないことになっています。

3 著作権に関するフェアユースの視点から、NHKアーカイブスの映像資料は、教育目的の使用に限って無料に近い料金で煩雑な手続きなく開放すべきだとの意見があるが、この問題についての現状とNHKの見解如何。

○ フェアユースは、アメリカでの著作権の考え方ですが、日本では適用除外の場合が具体的に法律で限定列挙されています。

○ 営利を目的としない教育機関では、教育担当者が放送番組を自ら収録して授業に使用することは、著作権法上適用除外として認められています。

そこで、NHKとしても、学校放送番組のクリップ集などを放送やインターネットにより学校に提供し、番組を有効に活用していただけるよう積極的に支援しています。

○ しかしながら、こうした提供や、教育目的であっても授業以外における使用については権利処理が必要になるので、一定の手続きと費用が必要です。今後アーカイブスの利用を拡大していくためには、こうした費用の負担をどうするのが課題と考えています。

○ なお、NHKでは、ブロードバンドを使って全国の小中学校に視聴覚教材を配信する総務省の実験に参加し、NHKの学校放送番組などおよそ3400本を提供するほか、近く大学との間でNHKの番組資産を活用する共同研究を行うことを計画するなど、アーカイブスの利用促進にさまざまな形で取り組んでいます。

4 NHKのニュース番組のアーカイブをインターネット公開することは、国民の知る権利に応え、視聴者にNHKの放送を検証する機会を提供するという視点から極めて重要だと思われるが、この基本的な考え方に対する見解如何。また、この基本的考え方に同意される場合、その実現に対してNHKはどのような努力を払っているか。

- NHKは、基本的には、インターネットなどさまざまな手段により、ニュースを含むアーカイブス資産を積極的に国民に還元していきたいと考えています。
- 問2のアーカイブの利用促進の項でお答えしたとおり、アーカイブス番組の提供にあたっては、提供に要する費用の負担のあり方、公正競争への留意、業務規定上の位置付けに伴うガイドラインの制約といった課題があります。
- こうした中で、NHKでは、新聞社からの要請に応えて、当該新聞社のデータベースに過去のNHKのニュース原稿を提供しており、このような事業者のサービスとして、インターネットでご覧いただくことが可能になっています。NHKでは、当面、過去のニュースの動画・音声についても、機会があれば同様に「BtoB」方式での提供を考えていきたいと思えます。
- なお、ニュースには、犯罪や反社会的な行為にかかわっていた、個人の情報が多く含まれており、公開にあたっては、一定の基準を設けて、この種の情報を削除するなど注意深く措置することが必要となります。

5 近年のいわゆるNHKの不祥事といわれる事例は、多くの場合報道・ドキュメンタリー・教育番組関連部門ではなく、歌謡・ドラマ・芸能番組関連部門で起きているような印象を受ける。NHKでは一部の部局に問題が集中する理由をどのように分析し、どのような対策をお考えか。

- ご指摘の問題に関しては、NHKとしては、どこか特定の部門に発生するものとしてとらえるのではなく、不正が起きやすい契機を広く封じていくことが重要と考え、外部の専門家や外部監査法人の指導を受けて見直しを行い、考えられる限りの再発防止のための適正化施策を導入してきました。
- たとえば、文芸委嘱をはじめ外部との取引に関する契約手続きの厳格化、放送作家の起用に関する事前審査制度の導入、海外総支局における外部監査法人による書面審査や現地調査の導入、出張に関する業務報告の徹底など、全部門で経理審査等の管理を強化しています。  
適正化施策については、NHKのホームページで詳しく公開しています。  
また、これらについて、全職員を対象とした研修等により、適正経理や法令遵守の徹底を図っています。
- NHKの内部統制の仕組みそのものについても、外部の弁護士や公認会計士にその有効性や効率性を評価していただくことにしています。
- さらに、執行部全体がより緊張感をもった業務運営を行うよう、経営委員会の監督機能を強化するなど、ガバナンスについての見直しを進めています。



6 外国人に向けて日本をもっと理解してもらおうとする国際放送をNHKが行うとした場合、どのような内容の放送を、どのような国のどのような層に向けて発信することが効果的と考えるか。また、その際の視聴者数はどのくらいが想定されるか。

- NHKのテレビ国際放送は、特定の国や特定の層を対象にするのではなく、日本に関心を持つ世界の人々にできるだけ幅広く視聴してもらうことを目指しています。そのためにも、今年1月に発表した3か年の経営計画では、平成20年度までにテレビ国際放送の英語化率を100%にするという目標を掲げています。
- その番組の内容は、外国人にも日本をもっとよく理解してもらえるよう、日本の今を伝えるニュースや日本の文化・歴史に関する番組から、最新の音楽・ポップカルチャーまで、幅広いものとなっています。
- 現在の視聴者数については、スクランブルのかからない無料放送という性格上、その実数の捕捉は困難ですが、パラボラアンテナの出荷台数や普及状況等から、約7,200万世帯が視聴可能と推計しています。受信しやすい環境を整備することで視聴者数を増やしていけると考えており、現時点での試算では、各国・地域の主要な衛星放送局やケーブルテレビ局のチャンネルを15億円から20億円かけて借り上げた場合、視聴可能世帯は最大で約2億世帯に達するとみられます。

7 NHKの海外放送において、「放送権のため、放送できない」旨の表示が出て画像が消えることがあるが、どのような理由によるものなのか。また、これを回避するために、どのような努力をしているか。

○ 海外への番組配信(NHKワールドプレミアム)やテレビ国際放送で国内の放送番組を使用する際、ある映像が著作権や放送権の制約から海外へ放送・配信できない場合があります。

在外邦人や日本人旅行者向けに、日本国内と同じニュースや番組を日本国内での放送と同時にご覧いただくとする場合、このような海外への放送・配信ができない映像について、画面上で「放送権の都合によりご覧いただけません」とお断りしています。

○ このようなことを避けるために、海外向けに新たに編集した番組を年々増やしてきており、平成18年度当初にはその割合が20%になりました。

また、国内で使った映像をそのまま海外でも使えるよう、国際放送権獲得のための権利者団体との交渉を重ねており、ニュース映像については一定の成果をあげています。

○ ただ、サッカーW杯やオリンピックなど世界的なスポーツイベントは国・地域単位の独占放送権となっているため、国際放送での映像使用について厳しい条件が課せられており、その制約はBBCやCNNにとっても同様です。

8 テレビの国際放送(英語)を子会社方式で実施することについて見解如何。また、同放送をラジオと同様に本体で提供する場合、直接経費の財源はどのように考えているのか。

○ 主要国で公共放送がテレビ国際放送を子会社方式で実施しているのは英国のBBCだけで、財源は視聴契約料と広告収入です。英語という国内と同じ言語を用い、報道局内に共通の出稿・編集体制を設け、海外取材網や番組素材を共有化しているにもかかわらず、2004年度には22億円の赤字を計上しています(ファイナンシャルタイムズ(英)の報道によれば、年間運営費は約95億円)。

このように、テレビ国際放送は、商業ベースといっても経営が厳しく、安定した運営財源の確保が大きな課題と考えます。

○ NHKのテレビ国際放送は、今年1月に公表した3か年の経営計画で、平成20年度に英語化率100%の達成を目標に掲げていますが、番組の直接経費については、引き続き受信料を有効に活用していきたいと考えています。

## II. 提出要請資料

### ○短波国際放送(ラジオ日本)の聴取実態に関するデータ

ラジオ日本の聴取者数は、世界で約 1,200 万人と推計されます。

各国・地域における短波放送の聴取者数に関して、NHKが独自に行った調査結果に加え、BBCやVOAなどの放送機関が個々に実施した調査結果をもとに算出しています。

#### <NHK調査の概要>

- ① ラジオ日本の送信地域(東南アジア、欧州、南西アジアなど12地域)毎にいくつかの国を選び、無作為に抽出した人たちを対象にアンケート調査を行い、「週に一度以上ラジオ日本を聞いている人」の割合を地域毎に算出
- ② 上記の割合を、送信地域全体の成人人口の概数にあてはめ、地域毎の聴取者数の推計値を算出
- ③ 12地域の推計値を累計し、全世界での推定聴取者数を算出

## ○映像国際放送の視聴実態について

- ▽ NHKのテレビ国際放送はノンスクランブルで無料放送しているため、視聴実態を正確に把握するのは困難ですが、平成13年に香港に本社を持つ民間の調査専門機関を通じて行った調査の結果、パラボラアンテナの出荷台数や普及状況等から、全世界で約7,200万世帯が視聴可能と推計されています。
- ▽ また、各地の在外邦人から寄せられる情報や出張者が現地で確認したところなどによると、全世界で220のホテルでの受信が確認されています。なお、NHKの有料番組配信(ワールド・プレミアムチャンネル)を契約しているホテルは、2250あまりあります。
- ▽ 視聴者数の年毎の推移を示す推計はありませんが、増減の傾向を見るうえで、NHKのテレビ国際放送の再送信許諾契約を交わした放送事業者数の推移がひとつの参考になると思われます(資料(1)参照)。
- ▽ テレビ国際放送は現在、英語化率が約66%で、「邦人向けと外国人向け」に分けた視聴実態のデータはありません。なお参考までに、大部分が日本語番組の映像国際配信(NHKワールドプレミアム)の放送事業者との契約件数に関する資料を添付します。(資料(2))

資料(1)

テレビ国際放送再送信許諾の契約を交わしている放送事業者数の推移

年度	国・地域数	放送事業者数	視聴世帯数
2001年度	3	4	20,600
2002年度	10	13	48,800
2003年度	12	15	64,000
2004年度	13	21	76,000
2005年度	16	26	136,700

資料(2) NHKワールドプレミアムによる番組配信

	国・地域	放送事業者	視聴世帯数(万)
2002年3月	86	56	479
2003年3月	86	131	983
2004年3月	92	137	1434
2005年3月	99	145	1516
2006年2月	100	150	1525

\*視聴世帯数は、テレビジャパンの契約世帯数も含む

### Ⅲ. その他(追加意見)

『子会社等の「当期純利益」がNHKの「事業収支剰余金」の25倍』との指摘について

- NHKの子会社等の利益96億円(16年度末)に対応する、NHK単体での数値は当期事業収支差金75億円であり、比較では1.29倍となります。

「25倍」とのご指摘の基となる3.9億円は、当期事業収支差金75億円から過去の借入金の返還71億円を控除した翌年度への繰越金であり、当年度の事業活動の結果生み出された差金(利益)ではないことから、子会社等の当期純利益と比較できるような対応関係はありません。

(参考)

NHKは会計の専門家や学識経験者の助言を踏まえて、平成14年度から本格的に連結決算を導入しています。その連結決算では、NHKの「当期事業収支差金」と子会社等の「当期純利益」を、各々相当するものとして連結しています。

このNHKの連結決算は、監査法人の会計監査を受け、「連結財務諸表原則」等に準拠しているものと認められています。